

鳥取縣公報

第六拾貳號

昭和四年十一月一日

金曜日

縣令

◆鳥取縣令第六十九號

昭和四年一月鳥取縣令第一號牛肺疫豫防ニ關スル移入禁止區域中左記ヲ追加シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年十一月一日

鳥取縣知事 久保豊四郎

記

廣島縣廣島市仁保町字似ノ島

吳市阿賀町

賀茂郡廣村、仁万町

沼隈郡熊野村、山南村

雙三郡田幸村（大字大田幸字寄國ヲ除ク）三良坂町大字岡田、川西村（大字上田、大字有原

ヲ除ク）

ヲ加ヘ

沼隈郡瀬戸村ノ内「志田村ヲ除ク」ヲ削除ス

愛媛縣宇摩郡土居村（裏山ヲ除ク）天滿村、蕪崎村、小富士村ヲ加フ

00634

告示

兵庫縣加西郡「富合村、朝妻、常吉」ヲ「富合村」ニ改ム
加古郡尾上村、神野村、平岡村、野口村野口
明石郡岩岡村
神奈川縣中郡平塚町、大野村、豊田村、金田村、金目村、岡崎村、城島村、旭村

鳥取縣告示第二百八十二號
縣有自動車貸付規程左ノ通定ム

昭和四年十一月一日

鳥取縣知事 久保豊四郎

縣有自動車貸付規程

- 第一條 自動車連轉手實地試驗受験ノ爲縣有自動車ノ貸付ヲ受ケムトスルモノハ別紙様式ノ申込書ニ使用料ヲ添ヘ内務部會計課ニ提出スヘシ使用料ヲ納付シタル者ニハ領收證ヲ交付ス
- 第二條 使用料ハ左ノ區分ニ分ツ
 - 一、チエンヂ式 一回 參圓
 - 二、フオート式 一回 貳圓
- 第三條 自動車使用料領收證ハ自動車使用ノ際試驗係員ニ提示シテ檢印ヲ受クヘシ
- 第四條 自動車ノ貸付ヲ受ケタル者ハ之カ使用ニ關シ試驗係員ノ指示ニ遵フヘシ
- 第五條 自動車ノ貸付ヲ受ケタル者故意又ハ過失ニヨリ自動車ヲ損傷シタルトキハ縣ノ査定シタル金額ヲ賠償スヘシ

00635

附則

本規程ハ昭和四年十一月一日ヨリ實施ス
別紙様式

自動車貸付申込書

一、式自動車
一、式自動車

右ハ月 日施行ノ甲種自動車連轉手實地試驗受験用トシテ貸付相受度縣有自動車貸付規程ニヨリ
手數料金 圓添附申込候也
年 月 日

住所 受験番號 氏名

知事宛

鳥取縣告示第二百八十三號
東伯郡由良川沿岸耕地整理組合副長左記ノ通選任ノ件認可セリ
昭和四年十一月一日

鳥取縣知事 久保豊四郎

東伯郡灘手村大字寺谷
組合副長 福田正章

◆鳥取縣告示第二百八十四號

昭和四年十一月鳥取縣告示第二百六十四號東伯郡東郷村外十ヶ村ノ禁獵區ハ昭和四年十一月一日ヨリ之ヲ廢止ス

昭和四年十一月一日

鳥取縣知事 久保豊四郎

◆鳥取縣告示第二百八十五號

大正十五年十一月鳥取縣告示第三百五十五號八頭郡河原町外八ヶ村禁獵區ハ昭和四年十一月一日ヨリ之ヲ廢止ス

昭和四年十一月一日

鳥取縣知事 久保豊四郎

昭和四年十一月一日印刷
昭和四年十一月一日發行

(定) 小口一枚參厘四毛

發行者 鳥取縣鳥取市東町縣
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷者 松江刑務所鳥取支所